

パートタイム・有期雇用労働法で
正社員と非正規雇用労働者の間の
不合理な待遇差は禁止されています

正社員と比べて、こんな差ありませんか？

手当が無い

休暇が無い

賞与が無い

- 1 不合理な待遇差は禁止です。
- 2 パートタイム・有期雇用労働者から求められたときは、正社員との待遇の違いやその理由の説明が必要です。

例えば・・・



同じように通勤しているのに、手当がないなんて・・・

通勤手当

全く同じ仕事をしていて、欠勤されたら困るのは同じなのに手当がないなんて・・・

皆勤手当

冠婚葬祭には休みがほしい
私だって平日は毎日出勤

慶弔休暇

▼解説動画あり



※不合理な待遇差の対策をしない場合、
法違反と判断される可能性があります。

同一労働同一賃金

検索

どう見直せばいいの??

「働き方改革推進支援センター」がサポートします!

▶ 裏面へ

働き方改革推進支援センター 利用してみませんか？

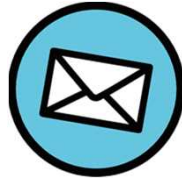
無料です



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業への訪問相談サービス

専門家が、会社に訪問もしくはオンラインで相談を承ります。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

キャリアアップ助成金を活用しての、パートタイマー、アルバイト、契約社員の待遇の相談も承ります。



働き方改革推進支援センター

(電話番号、メールアドレスは事業所の所在地の都道府県名をクリックしていただけますとご覧になれます。)

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

キャリアアップ助成金とは

例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

※ すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を改定する場合の他、雇用形態別や職種別などの区分で一部の賃金規定等を改定する場合も助成を受けられます。

<助成額（労働者1人あたり）>

企業規模	賃金引上げ率	3%以上 5%未満	5%以上
	中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円	

全国47都道府県にあるセンターでは、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています。

利用者の声 【事業内容：飲食業 従業員：83人】

従業員が納得感をもって働ける環境が整備でき、不平や不満も最小限になってきている。給与や労務関係の担当者もこれまで曖昧になっていた待遇面での問題が解決され、管理スキルが上がってきた。これからも、従業員の意見に耳を傾け、よりよい労働環境にしていきたい。



詳しくは

働き方改革推進支援センター

検索